

特定健康診査等実施計画  
(第3期)

サントリー健康保険組合

平成 30 年 4 月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、第 3 期から 6 年ごとに 6 年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### (1) 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### (2) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### (1) 特定健康診査の実施に係る目標

国の基本指針が示す参酌標準や後期高齢者支援金の減算指標に則って、平成 30 年度以降における特定健康診査の目標実施率について以下のように定める。

#### 目標実施率

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	国の参酌標準
被保険者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	—
被扶養者	73.0%	74.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	—
被保険者＋被扶養者	90.0%	90.4%	90.8%	90.8%	90.8%	90.8%	90.0%以上

※被保険者には任継被保険者を含む

### 1 特定保健指導の実施に係る目標

国の基本指針が示す参酌標準や後期高齢者支援金の減算指標に則って、平成 30 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

40 歳以上の対象者数は平成 25 年～28 年の平均伸び率にもとづき、特定保健指導対象者数は平成 25 年度～28 年度の平均率にもとづき、実施者数は目標実施率に応じて算出した。

#### 目標実施率

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	国の参酌標準
40 歳以上対象者数(推計)	6,465	6,622	6,783	6,947	7,116	7,288	—
特定保健指導対象者数(推計)	1,172	1,206	1,240	1,270	1,301	1,332	—
目標実施率(全体)	60.2%	62.3%	64.4%	64.4%	64.4%	64.4%	55.0%以上
うち 被保険者	65.0%	67.5%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	
うち 被扶養者	31.5%	33.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	
実施者数(推計)	705	751	799	818	838	858	—

### 2 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

国の基本指針が示す参酌標準や後期高齢者支援金の減算指標に則って、特定保健指導対象者割合を毎年 1.5 ポイントずつ減少させ、平成 35 年度においては平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上とする。

## Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

### ① 特定健康診査

被保険者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	4,077	4,176	4,277	4,381	4,487	4,595
目標実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
目標実施者数	4,077	4,176	4,277	4,381	4,487	4,595

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	2,389	2,447	2,506	2,567	2,629	2,693
目標実施率	73.0%	74.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
目標実施者数	1,744	1,811	1,879	1,925	1,972	2,020

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	6,465	6,622	6,783	6,947	7,116	7,288
目標実施率	90.0%	90.4%	90.8%	90.8%	90.8%	90.8%
目標実施者数	5,821	5,986	6,156	6,306	6,458	6,615

### ② 特定保健指導の対象者数

被保険者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	4,077	4,176	4,277	4,381	4,487	4,595
保健指導対象者数	1,036	1,061	1,087	1,113	1,140	1,168
目標実施率	65.0%	67.5%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
目標実施者数	673	716	761	779	798	817

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	2,389	2,447	2,506	2,567	2,629	2,693
保健指導対象者数	101	104	108	111	114	116
目標実施率	31.5%	33.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
目標実施者数	32	34	38	39	40	41

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	6,465	6,622	6,783	6,947	7,116	7,288
保健指導対象者数	1,172	1,206	1,240	1,270	1,301	1,332
目標実施率	60.2%	62.3%	64.4%	64.4%	64.4%	64.4%
目標実施者数	705	751	799	818	838	858

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 特定健康診査

##### (ア) 実施場所と委託

被保険者は、事業主の法定健診(人間ドックか事業所健診)を受診する。被扶養者と任意継続被保険者は人間ドックか総合健診から1つを選択し受診してもらう。

- ・人間ドックは、事業主と健保が株式会社 LSI メディエンスに委託しており、指定のドック機関に予約のうえ当日利用券を持参すれば、窓口で補助対象外の料金を支払うだけで受診できる。
- ・事業所健診は、事業主が医療法人社団京健会に委託しており、事業所もしくは指定機関において無料で受診できる。
- ・総合健診は、健保が株式会社 LSI メディエンスに委託し、全国約 950 ある指定健診機関もしくは市民会館やホテルを利用し年間 1300 会場で行う女性専用の巡回型健診において、健保指定項目までは無料で受診できる。

##### (イ) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目を含むものとする。

##### (ウ) 実施時期

一般被保険者は、事業主が指定する期間(1~6 月)に受診してもらい、その他は通年とする。

##### (エ) 受診方法

- ・指定のドック機関で受診する場合は、事前予約のうえ、WEB 画面にて利用券の発行を受ける。受診当日に利用券を持参して、最低自己負担額および補助上限額を超える部分については窓口で各自が支払い受診する。
- ・事業所健診で受診する場合は、各事業所とりまとめ担当からの案内に沿って受診する。
- ・総合健診で受診する場合、指定健診機関は事前予約し、WEB 画面か健診案内に同封のハガキにて健診予約券を申込し、後日郵送の健診予約券を当日持参し受診する。巡回型は WEB 画面か健診案内に同封のハガキにて希望会場を選択のうえ健診予約券を申込し、後日郵送の健診予約券を当日持参し受診する。

#### (2) 特定保健指導

一般被保険者は、健保と事業主が対象と判断した者に案内し、特定保健指導の実施は、健保から委託された事業主が社内医療職(産業医もしくは保健師)と保健指導会社を一部活用して実施する。また初回面談や電話等の支援については、事業主が就業免除としている。

一般保険者以外は、健保が対象と判断した者に案内し、特定保健指導の実施は、SOMPO リスケアマネジメント株式会社に委託する。

#### (3) 周知・案内方法

周知は、社内イントラや当健保組合のホームページに掲載して行う。

被扶養者と任意継続被保険者には、毎年自宅宛に健診案内等も送付する。

#### (4) 結果の受領方法と保管

健診のデータは、人間ドックおよび総合健診の結果は、株式会社 LSI メディエンスから電子データにて受領し、医療法人社団京健会に委託して事業主と共同利用する。

また、特定保健指導については事業主と外部委託先機関から電子データで受領する。

なお、保管年数は5年とする。

#### IV 個人情報の保護

当健保組合は、サントリー健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事(事務長)とする。またデータ利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

#### V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、社内イントラや当健康保険組合のホームページ等に掲載する。

#### VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、必要に応じ見直しを検討する。

以上